



# 子育て・教育

## 奨学金制度

### 奨学金貸付制度について

向上心に燃え、十分な能力がありながら、経済的理由により修学困難な学生に年間を通じて奨学金の貸付を行います。

#### ◆応募資格

町内に住所を有する保護者の子で、保護者の属する世帯の年間収入（所得）が、基準以下の者

#### ◆支給金額

##### ■大学生、専修学校生

入学金－限度額30万円 修学金月額5万円以内

##### ■高等学校生、各種学校生他

修学金－月額1万円以内

#### ◆返済免除

卒業後に清水町に居住し、職種、勤務先を問わず5年間就業し、その後も引き続き就業の意思がある場合には、返済額の全部又は一部が免除されます。

## 就学奨励制度

町内の小・中学校に在学する児童・生徒の保護者で、経済的理由により学用品費や給食費などの負担が困難な人に「就学奨励」を行っています。

#### ◆奨励費

学用品費、入学準備金、修学旅行費、体育実技費用、給食費、クラブ活動費など。

#### ◆申請方法

就学奨励の申請は、毎年行わなければなりません。

## 子ども福祉

### 児童手当

#### ◆支給対象

中学校修了前（15歳到達後の最初の3月31日）までの児童を養育している父母等の保護者に支給します。

#### ◆支給額

所得制限を越えない場合 (児童手当)	3歳未満	月額 15,000円 (一律)
	3歳以上 小学校修了前	月額 10,000円 (第3子以降は15,000円)
	中学生	月額 10,000円 (一律)
所得制限を越える場合 (特例給付)	0歳～中学生	月額 5,000円 (一律)

#### ◆支給時期

6月、10月、2月に前月分までの手当てを支給します。

## 児童扶養手当

#### ◆支給対象

次のいずれかに該当する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童又は20歳未満で政令で定める程度の障がいの状態にある児童を養育するひとり親家庭などに支給されます。

- (1) 父母が婚姻を解消した子ども
- (2) 父又は母が死亡した子ども
- (3) 父又は母が一定程度の障がいの状態（年金の障害等級1級程度）にある子ども
- (4) 父又は母が生死不明の子ども
- (5) 父又は母が1年以上遺棄している子ども
- (6) 父又は母が裁判所からDV保護命令を受けた子ども
- (7) 父又は母が1年以上拘禁されている子ども
- (8) 婚姻によらないで生まれた子ども
- (9) 棄児などで父母がいるかいないかが明らかでない子ども

※支給対象児童が児童福祉施設に入所している場合（通所は除く）、里親に委託している場合など支給されないことがあります。

#### ◆支給額

■児童1人の場合 月額42,500円

■児童2人の場合 月額52,540円

■児童3人目以降 児童1人につき月額6,020円を加算

※支給額は平成30年4月分からの金額で、改定される場合があります。また、受給資格者や同居扶養義務者の所得額により減額又は支給停止となる場合があります。

#### ◆支給時期

4月、8月、12月に前月分までの手当が支給されます。

※平成31年11月からは、年6回奇数月に支給されるようになります。

## 特別児童扶養手当

#### ◆支給対象

20歳未満で精神又は身体に障がいを有する児童（以下「対象児童」といいます。）を家庭で監護、養育している方に支給されます。ただし、次のいずれかに当てはまるときは、手当を受給できません。

- (1) 受給資格者や対象児童が、日本国内に住所を有しないとき。

概要

特集

届出証明年金

税金・保険

健康・福祉介護

子育て・教育

暮らしと環境

産業

議会・選挙

公共施設

コミバス交通

防災

火事・救急

ふるさと納税

テレホンガイド

- (2) 対象児童が児童福祉施設等に入所しているとき（ただし、通所は除く）。
- (3) 対象児童が障がい事由とする年金を受けることができるとき。

◆支給認定

支給の認定には1級認定、2級認定があり、以下がおおよその基準となります。

- 1級認定 療育手帳A・身体障害者手帳1、2級
- 2級認定 療育手帳B・身体障害者手帳3級又は4級の一部

※療育手帳や障害者手帳を所持していれば必ず認定されるものではありません。また、療育手帳等を所持していなくても支給対象になる場合があります。※手当の審査、認定、支給は北海道が行ないます。

◆支給額

- 1級認定 月額51,700円
- 2級認定 月額34,430円

※支給額は平成30年4月分からの金額で、改定される場合があります。また、受給資格者や同居扶養義務者の所得額により支給停止となることがあります。

◆支給時期

4月、8月に前月分までの手当、11月に当月分までの手当が支給されます。

育成医療（自立支援医療）

育成医療は身体に障がいのある児童で、その障がいを除去、軽減する治療によって確実に効果が期待できる児童に対し、必要な医療費（手術費用、入院費等）の一部を助成する制度です。

◆助成内容

手術費用や入院費用の医療費の自己負担分のうち、自立支援医療の自己負担分を除いた額を助成します。受給者は所得等により決定された自己負担上限額分までの負担になります。

◆助成要件

18歳未満で主に以下の障がいや疾患を有する児童のうち手術や治療によって確実な治療効果（障がいの除去や軽減）が期待できること。

- (1) 視覚障害（白内障、先天性緑内障）
- (2) 聴覚障害（先天性耳奇形）
- (3) 言語障害（口蓋裂等）
- (4) 肢体不自由（先天性股関節脱臼等）
- (5) 内部障害（心臓、腎臓、肝臓、小腸、免疫、その他先天性内臓障害）

◆自己負担額

- (1) 生活保護受給者 0円
- (2) 非課税世帯 2,500円～5,000円
- (3) 課税世帯（重度かつ継続該当）  
5,000円～20,000円

- (4) 課税世帯（重度かつ継続非該当）  
5,000円～10,000円又は非該当  
※所得制限等により、助成されない場合があります。  
※「重度かつ継続該当」とは、次の①又は②のいずれかの場合です。

- ①受診者が腎機能障害、小腸機能障害、免疫機能障害、心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る）、肝機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）のいずれかに該当する場合。
- ②疾病に関わらず、高額な医療負担が継続する医療保険多数該当の世帯。

保育所

◆町立保育所（平成30年12月1日現在）

名称	住所	電話番号	定員
第一保育所	北2条1丁目12番地	0156-62-2581	120人
第二保育所	南3条8丁目11番地	0156-62-3321	80人
御影保育所	御影東2条4丁目1番地	0156-63-2026	80人

※御影保育所は、平成31年4月から認定こども園に移行する予定です。

◆開所時間

午前7時30分から午後6時30分まで  
※基本の保育時間を越えて午後7時まで延長して預かることができます。（別途、延長保育料30分150円がかかります。）

◆休所日

日曜日、祝日、12月30日から1月5日まで、その他（職員研修会の日など）

◆対象児童

保護者の就労等の理由により、家庭で保育できない満10か月の翌月から就学前までの児童

◆保育料

所得、児童の年齢等によって保育料が変わります。ただし、同一世帯に生計を同一にする兄又は姉がいる児童の保育料はかかりません。

◆一時保育

保育所に入所していない満10か月の翌月から就学前までの児童を一時的に家庭で保育できない場合に預かって保育します。（別途、一時保育料1時間300円がかかります。）

幼稚園

◆清水幼稚園

（字清水478番地 TEL62-5087）

- 定員 90人
- 開園時間 午前8時35分から午後1時30分まで  
（水曜日は午前8時35分から午前11時30分まで）
- 休園日 土曜日、日曜日、祝日、夏休み、冬休

み、春休み

- **昼食** (月、火) 学校給食 (木・金) 弁当持参
- **延長保育 (預かり保育)**  
午後1時30分から午後3時30分まで (水曜日は午前11時30分から午後3時30分まで)
- **預かり保育料** 1時間300円

## 学童クラブ

### ◆学童クラブ

名称	住所	電話番号
清水学童クラブ	北2条2丁目3番地	0156-62-8787
	字清水第2線71番地 清水小学校内	0156-62-2197
御影学童クラブ	御影東1条4丁目2番地 世代間交流センター内	0156-63-3737

### ◆育成時間

(小学校登校日) 下校から午後6時30分まで  
(小学校休校日) 午前8時から午後6時30分まで  
※午後7時まで延長して預かることができます。  
(別途、延長育成料30分150円がかかります。)

### ◆休所日

日曜日、祝日、12月30日から1月5日まで、その他 (職員研修会の日など)

### ◆対象児童

保護者の就労等の理由により、家庭で保育できない小学1年生から6年生までの児童

### ◆育成料 無料

※別途、おやつ代 (希望者のみ) などがかかります。

## きずな園

きずな園は、発達の相談機関 (子ども発達支援センター) と療育機関 (児童発達支援事業所) としての役割を持っています。

### ◆対象児童

満18歳までの児童

### ◆受付時間

月曜日から金曜日までの午前8時45分から午後5時30分まで  
※土曜日、日曜日、祝日、年末年始は休みです。

### ◆スタッフ

心理士、言語聴覚士、保育士、児童指導員などが対応します。

## 子育てサポート事業 (子育てサポートしみず)

「子育ての手助けをしてほしい」方と「子育てのお手伝いをしたい」方をつなぐ地域の子育て支援のシステムです。

### ◆援助内容

・子どもの預かり及び送迎など (生後3か月から小

学校6年生まで)

・産前産後の家事・育児援助など

### ◆利用料金

1時間 600円から (半額は町が助成します。)  
※休日、早朝、夜間は料金が変わります。

### ◆その他

利用するには登録が必要です。詳しくは子育て支援課にお問い合わせください。

## 子育て支援センターひろば事業

親子で自由にあそんだり、保護者同士が交流する場として「ひろば事業」を行なっています。  
日程は下表のとおりです。

### ◆げんきひろば

■ **対象** 就学前のお子さんと保護者

■ **内容** 親子で自由にあそんだり、簡単な製作活動をしたり、保護者同士が育児に関する情報交換等をしたりするひろばです。  
※第5週目は休みです。

■ **会場** 保健福祉センター

### ◆よちよちひろば

■ **対象** 0歳~1歳半くらいまでのお子さんと保護者

■ **内容** 歩行がしっかりするまでのお子さんが、親子でのんびりあそんだり、保護者同士が育児に関する情報交換等をするひろばです。※第5週目は休みです。

■ **会場** 保健福祉センター

### ◆ベビーマッサージ

■ **対象** おおむね生後1か月頃からのお子さんと保護者

■ **内容** 裸の赤ちゃんの全身を優しくマッサージします。お子さんの発育や情緒の発達をうながし、親子のつながりを深める効果があります。※第5週目は休みです。

■ **持ち物** バスタオル、レジャーシート (小さめ)、オムツ

■ **会場** 保健福祉センター

### ◆御影げんきひろば

■ **対象** 就学前のお子さんと保護者

■ **内容** 御影地区への出張ひろばです。  
※第5週目は休みです

■ **会場** 農村環境改善センター

(御影東2条4丁目1 TEL0156-63-3319)

### ◆ファミリーデー

■ **対象** 就学前のお子さんと保護者

概要

特集

届出証明年金

税金・保険

健康・福祉介護

子育て・教育

暮らしと環境

産業

議会・選挙

公共施設

コミバス交通

防災

火事・救急

ふるさと納税

テレホンガイド

■ **内容** 月1回土曜日に開催するひろばです。

■ **会場** 保健福祉センター

### ●ひろばの予定表

曜日	午前 (9:30~11:30)	午後 (13:30~15:30)
月		
火	・げんきひろば ・御影げんきひろば (10:00~11:30)	・げんきひろば
水	・げんきひろば	
木	・よちよちひろば ・ベビーマッサージ (11:00~11:30)	・げんきひろば
金	・げんきひろば	・げんきひろば
土	・ファミリーデー (毎月第3土曜日)	

※日曜日、祝日、年末年始は休みです。

## 育児相談

お子さんの健康や発達で心配なことやお子さんとの  
かかわり方で困っていることなど、育児に関する相談  
にお答えしています。

### ◆相談時間

月～金曜日 午前8時45分～午後5時30分  
(メールは24時間)

※祝日、年末年始は休みです。

### ◆対応者

保健師、栄養士、保育士、心理士、言語聴覚士な  
どが対応します。

### ◆相談先

子育て支援課 子育て支援センター  
・TEL 69-2226  
・電子メール genki@town.shimizu.hokkaido.jp

### ◆その他

- ・内容によっては、回答に時間を要する場合があります。
- ・相談は、匿名でもかまいません。
- ・相談内容を公表したり、他言したりすることはありません。

## 育児用品貸付事業

チャイルドシート、ベビーカー、ベビーラックを1  
年間無料で貸し出します。

### ◆対象者

清水町に住所を有する小学校就学前のお子さんの  
保護者又は養育者

### ◆貸付期間

1年以内

### ◆貸付料

無料

### ◆その他

貸付の申請の際は、印鑑、身分を証明するものが  
必要です。また、チャイルドシートの申請には、運

転免許証と車検証も必要です。

## 乳児保育金制度

生後10か月までのお子さんを個人に預けた場  
合、その費用の一部を助成します。

### ◆助成条件

次の3つの条件を全て満たす場合に申請に基づき  
助成します。

- ①町内に居住する個人(同一世帯に居住する者及び  
3親等以内の親族を除く)に有料で預けた場合
- ②1日8時間以上預けた場合
- ③月20日以上で3か月以上継続して預けた場合

### ◆助成額

支払った額の2分の1以内で87,000円を  
限度として助成します。

### ◆その他

申請書には、家庭状況申告書、稼働証明書、月額  
収入の確認書類、保育料の領収証の添付が必要で  
す。

## 出産祝金

お子様の健やかな成長と子育てを応援するため、出  
産祝金を贈呈します。

### ◆支給対象者

町内に住所を有する方がお子さんを出産した方又  
は、その子の保護者

### ◆支給できない方

- ①お子さんが町外に転出等をしている方
- ②生活保護を受給している方
- ③町税や使用料等を滞納している世帯の方

### ◆支給額等

扶養しているお子さんの人数により、10万円か  
ら50万円。そのうちの一部は商品券で支給しま  
す。また、金額によって複数年にわたって支給す  
る場合があります。

### ◆申請方法

出産後又はお子さんの誕生日から30日以内に  
「出産祝金支給申請書」に必要事項をご記入の上、  
提出してください。なお、お子さんの兄又は姉が別  
居している場合は、お子さんとの関係がわかる書類  
等が必要になります。

## 母子保健

保健福祉センター（保健福祉課 健康推進係）

… TEL0156-67-7320 / FAX0156-69-2223

### 母子健康手帳交付（予約制）

母子健康手帳は、妊娠中の経過や出産の状況、お子さんの成長や予防接種などを記録する大切な手帳です。妊娠がわかったらすみやかに母子健康手帳の交付を受けましょう。妊娠中の心身の変化や食事、産後の子育てなどについて保健師や管理栄養士と相談ができます。来所前にご連絡をお願いします。

交付場所	交付曜日・時間	必要なもの
保健福祉センター	●予約制 月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前8時45分～午後5時30分	・印鑑 ・マイナンバー

\*保健福祉センターへの来所が難しい場合は、ご自宅への訪問などご相談に応じます。

### 妊婦健診費用助成

母子健康手帳交付時に、妊婦一般健康診査の受診票（妊婦一般健康診査14回分、超音波検査6回分）を発行し、健診費用を公費負担します。また、母子健康手帳に受診記録のある健診のうち、清水町が発行した妊婦健診受診票を使用してもかかった健診費用（妊婦健診費用及び超音波検査費用）を助成します。ただし、保険適用外の料金のみ対象になります。健診受診日が記載された母子健康手帳、領収書、印鑑が必要です。  
\*助成額や申請方法等、詳細は母子健康手帳交付時にご説明します。

### 特定不妊治療費・男性不妊治療費の助成

特定不妊治療（体外受精・顕微授精）、男性不妊治療を受けたご夫婦の経済的な負担を軽減するために、治療費の一部を助成します。

#### ◆対象者 次の全ての条件を満たす方

- ・「北海道特定不妊治療費助成事業」による助成の決定を受けた人
- ・清水町に住所を有している人
- ・他の市町村から同様の助成を受けていない人（受ける予定がない人）

#### ◆助成内容

1回の治療にかかった費用から、「北海道特定不妊治療費助成事業」で受けた助成金を差し引いた額に対して、一定額を助成します。

\*助成額、申請方法等、詳しくはお問い合わせください。

### 不育症治療費の助成

不育症の検査や治療を受けている人の経済的な負担を軽減するために、治療費の一部を助成します。

#### ◆対象者 次の全ての条件を満たす方

- ・「北海道不育症治療費助成事業」による助成の決定を受けた人
- ・申請を行う日に、妻が清水町に住所を有している人
- ・他の市町村から同様の助成を受けていない人（受ける予定がない人）

#### ◆助成内容

1回の治療にかかった費用から、「北海道不育症治療費助成事業」で受けた助成金を差し引いた額に対して、一定額を助成します。

\*助成額、申請方法等、詳しくはお問い合わせください。

### 未熟児養育医療給付

清水町内に居住し、医師が入院治療を必要と認めた未熟児で、以下の①又は②に該当。

- ① 出生時体重が2,000g以下
- ② 生活能力が特に薄弱であって、下記の（ア）～（オ）のいずれかの症状がある場合  
（ア）一般状態に異常がある  
運動不安、けいれんがある  
運動が異常に少ない  
（イ）体温が摂氏34度以下である  
（ウ）呼吸器・循環器系  
強度のチアノーゼが持続する、チアノーゼ発作を繰り返す  
呼吸数が毎分50を超えて増加の傾向にあるか、又は毎分30以下  
出血傾向が強い  
（エ）消化器系  
生後24時間以上排便がない  
生後48時間以上嘔吐が持続する  
血性吐物、血性便がある  
（オ）生後数時間以内に黄疸が現れるか、異常に強い黄疸がある

### 新生児聴覚検査費助成

新生児を対象とした聴覚検査に要した費用を「償還払い」で助成します。

対象者は、町内に住所を有する聴覚検査を受けた新生児の保護者です。

詳しくは、母子手帳交付の際にご説明します。

概要

特集

居住証明年金

税金・保険

健康福祉介護

子育て・教育

暮らしと環境

産業

議会・選挙

公共施設

コミバス交通

防災

火事・救急

ふるさと納税

テレホンガイド

## 赤ちゃん訪問

赤ちゃんが生まれた全ての家庭に保健師が訪問し、赤ちゃんの体重測定や、育児相談、お母さんの健康相談等を行っています。出生届を提出された後、妊娠届書にご記入いただいた情報をもとに、事前に電話などで連絡し、日時を相談した上で訪問します。

## 離乳食訪問

生後5か月前後の第一子と、希望者に対し管理栄養士が訪問し、離乳食の始め方、進め方等について相談、アドバイスをします。4か月児健診時や電話等で、事前に希望や日時を相談した上で訪問します。

## 子どもの健診・相談

乳幼児の健診・相談を保健福祉センターで実施しています。乳幼児健康相談は予約不要のため、自由にご利用ください。その他の健診・相談の対象者には、実施日の3週間前までに案内を送付します。

事業名	対象者	場所	内容
乳幼児健康相談	すべての乳幼児	保健福祉センター 御影改善センター	身体計測・栄養相談・健康相談・歯科相談
2か月児相談	相談月に2か月になる児	保健福祉センター	身体計測・健康相談・生活や予防接種のアドバイス・赤ちゃんの遊びの紹介と実践
4か月児健診 (BCG接種)	健診月に5か月になる児	保健福祉センター	身体計測・内科診察・栄養相談・健康相談・BCG予防接種
7～8か月児相談 (ブックスタート)	相談月に7～8か月になる児	保健福祉センター	身体計測・栄養相談 (離乳食の試食)・健康相談・ブックスタート (絵本のプレゼント)
10か月児健診	健診月に11か月になる児	保健福祉センター	身体計測・内科診察・栄養相談・健康相談・歯科相談
1歳6か月児健診	健診月に1歳6か月～1歳8か月になる児	保健福祉センター	身体計測・尿検査・内科診察・歯科診察・歯科相談・栄養相談・健康相談
3歳児健診	健診月に3歳～3歳3か月になる児	保健福祉センター	身体計測・尿検査・内科診察・歯科診察・歯科相談・栄養相談・健康相談・言葉の相談

\* 日程や持ち物等、詳細はお問い合わせください。

## 乳幼児の歯科検診・フッ素塗布

実施場所	対象者	内容	実施月
保健福祉センター	実施月に、1歳7か月～年少児年齢相当の幼児	歯科検診、フッ素塗布	5月、11月

\* 対象者には、実施日の3週間前までに案内を送付します。

## 子どもの予防接種 (H30年10月現在)

定期的予防接種費用及び、下記の任意接種費用は無料です。

BCGは、4か月児健診で実施します。その他の予防接種は、実施医療機関に事前予約の上、接種して下さい。接種方法やスケジュール等の詳細は保健福祉センターにお問合せ下さい。



	種類	対象年齢	標準的な接種期間	回数	接種間隔等
定期予防接種	BCG（結核）	1歳未満	生後5～8か月未満	1回	*4か月児健診時接種
	ヒブ	生後2か月～5歳未満	初回 開始年齢が生後2～7か月未満	3回	27日以上の間隔をあけて3回接種（1歳までに完了）
			追加 初回接種後7～13か月の間に接種	1回	初回接種から7か月以上あけて接種
	小児用肺炎球菌	生後2か月～5歳未満	初回 開始年齢が生後2～7か月未満	3回	27日以上の間隔をあけて3回接種（2回目は1歳までに、3回目は2歳までに完了）
			追加 1歳～1歳3か月未満	1回	1歳以降に、初回接種から60日以上あけて接種
	B型肝炎	1歳未満	生後2～9か月未満	3回	27日以上の間隔をあけて2回接種し、その後1回目の接種から139日以上の間隔をあけて3回目を接種
	四種混合 ・ジフテリア ・破傷風 ・百日ぜき ・ポリオ	生後3か月～7歳6か月未満	1期初回 生後3か月～1歳未満	3回	20日以上の間隔をあけて3回接種
			1期追加 1期初回（3回）終了後12～18か月の間に接種	1回	
	MR ・麻しん ・風しん	1期 1～2歳未満	1歳の誕生日を迎えたらできるだけ早期に接種	1回	
		2期 年長児	小学校就学の前の年度内に接種	1回	
	水痘 （水ぼうそう）	1歳～3歳未満	1回目 1歳～1歳3か月未満	1回	
			2回目 1回目接種終了後6～12か月の間に接種	1回	
	二種混合 ・ジフテリア ・破傷風	11歳～13歳未満	小学校6年生に相当する年齢	1回	
日本脳炎	1期 生後6か月～7歳6か月未満	1期初回 3～4歳未満	2回	6日以上の間隔をあけて2回接種	
		1期追加 4～5歳未満	1回	1期初回終了後6か月以上あけて接種	
	2期 9～13歳未満	9～10歳未満	1回		
*特別措置として20歳未満の方には接種可能な期間があります。詳細はお問い合わせください。					
子宮頸がん	小学6年生～高校1年生に相当する年齢の女子	中学1年生に相当する年齢 「サーバリックス」の場合	3回	2回目：1回目から1か月後に接種 3回目：1回目から6か月後に接種	
		中学1年生に相当する年齢 「ガーダシル」の場合	3回	2回目：1回目から2か月後に接種 3回目：1回目から6か月後に接種	
*因果関係を否定できない重篤な副反応が特異的にみられたことにより、平成25年6月より、積極的な接種勧奨を差し控えています。接種を希望される場合は、ワクチンの有効性やリスクについて十分に理解した上で接種をしてください。					
任意接種	おたふくかぜ	1歳以上の未就学児	1回目 1歳～2歳未満	1回	
			2回目 小学校就学の前の年度内に接種	1回	
	季節性インフルエンザ	生後6か月～高校3年生に相当する年齢	毎年、10月～1月に接種	13歳未満 ：2回	1回目から1～4週間あけて2回目を接種
13歳以上 ：原則1回					

### ●予防接種実施医療機関

医療機関名	電話番号	住所
御影診療所	0156-63-2320	御影西2条3丁目
清水赤十字病院（小児科）	0156-62-2513	南2条2丁目
だい内科医院	0156-69-3555	南4条4丁目
前田クリニック	0156-62-2032	南1条4丁目